

白川町コミュニティバス条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第17号

白川町コミュニティバス条例施行規則の一部を改正する規則

白川町コミュニティバス条例施行規則（平成３０年白川町規則第１５号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(定義)</u> <u>第2条 この規則において使用する用語は、</u> <u>条例において使用する用語の例による。</u> <u>2 条例別表に規定する町外者は、本町の住</u> <u>民基本台帳に記録されていない者とする。</u> (乗車券の発行) <u>第3条 (略)</u> (乗車券等の販売) <u>第4条 (略)</u> <u>(保険の附帯義務)</u> <u>第5条 条例第3条第2項の規定により運</u> <u>行業務の委託を受けた者は、運行に使用す</u> <u>る全ての車両に対し、次に掲げる補償内容</u> <u>を備えた任意保険を附帯させなければなら</u> <u>ない。</u> <u>(1) 対人賠償責任保険 無制限</u> <u>(2) 対物賠償責任保険 無制限</u> <u>(3) 搭乗者傷害保険 5,000万円以上</u> <u>2 前項の委託を受けた者は、保険契約の更</u> <u>新ごとに保険証券の写しを町長に提出し、</u> <u>承認を得なければならない。</u> <u>(使用料の払込み)</u> <u>第6条 条例第5条第1項の規定により使</u> <u>用料徴収の委託を受けた者は、收受した使</u> <u>用料を、町長が指定する期日までに町長が</u> <u>指定する方法により払い込まなければな</u>	(乗車券の発行) <u>第2条 (略)</u> (乗車券等の販売) <u>第3条 (略)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>らない。</u> (使用料の減免) <u>第 7 条</u> (略) 2 ～ 4 (略) <u>5 第 1 項の規定は、福祉有償運送及びスポーツ便については、適用しない。</u> (法令等の準用) <u>第 8 条</u> (略) (補則) <u>第 9 条</u> (略) 様式第 1 号 (第 <u>3</u> 条関係) (略) 様式第 2 号 (第 <u>3</u> 条関係) (略) 様式第 3 号 (第 <u>3</u> 条関係) (略)	(使用料の減免) <u>第 4 条</u> (略) 2 ～ 4 (略) (法令等の準用) <u>第 5 条</u> (略) (補則) <u>第 6 条</u> (略) 様式第 1 号 (第 <u>2</u> 条関係) (略) 様式第 2 号 (第 <u>2</u> 条関係) (略) 様式第 3 号 (第 <u>2</u> 条関係) (略)

様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 7 条関係) 【別記 1 参照】

様式第 5 号 (第 7 条関係) 【別記 2 参照】

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

【別記 1】
様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名

白川町コミュニティバス使用料減免申請書

白川町コミュニティバスの使用料について、下記のとおり減免を受けたいので、白川町コミュニティバス条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により申請します。

記

減 免 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	
備 考	

※ 減免希望期間は、1 年以内の期間を記載すること。

※ 申請者が未成年の場合は、その保護者が申請を行い、その旨を備考欄に記載すること。

【別記 2】
様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

白川町長

印

白川町コミュニティバス使用料減免決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった白川町コミュニティバスの使用料の減免申請について、白川町コミュニティバス条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

決定又は却下の別	決 定 ・ 却 下		
却下の場合の理由			
減 免 後 の 金 額	円／回	減免前の金額	円／回
		減免する金額	円／回
減 免 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			